

平成 19 年 12 月 27 日

企業会計基準委員会

「研究開発費に関する論点の整理」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、無形資産の会計処理のうち、社内の開発費の取扱いと企業結合等により取得したいわゆる仕掛研究開発の取扱いに焦点を絞り、会計基準を巡る環境が大きく変化する中で、国際的な会計基準とのコンバージェンスを達成すべく、現行の我が国の取扱いについて、国際的な会計基準との比較において再検討を行っております。

今般、研究開発費に関する論点について、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理（以下「本論点整理」という。）の公表を平成 19 年 12 月 20 日の第 143 回企業会計基準委員会において承認しましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につき、実務における運用上の側面も含めご意見がある方は、平成 20 年 2 月 4 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：kenyukaihatsu@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

なお、企業結合により取得した仕掛研究開発に関連する現行の取扱いの見直しについては、企業結合会計に関する他の検討課題¹とともに、「企業結合会計に係る会計基準」等の見直しに係る事項として検討していくことを予定しています。

【論点1】本論点整理の対象となる研究及び開発

本論点整理では、我が国の「研究開発費等に係る会計基準」に定めている研究及び開発の定義について、国際的な会計基準との比較、分析を行い、改善すべき点があるか否かについて整理を行っている。

【論点2】社内の開発費の取扱い

社内の開発費については、我が国の会計基準と米国会計基準が、社内の研究費と同様、発生時点での費用処理を求めているのに対し、国際財務報告基準においては、一定の要件を満たす限り資産計上が求められている。

本論点整理では、社内開発のための支出について資産計上を求めることの利害得失を幅広く比較、分析するとともに、社内の開発費について、一定の要件を満たし資産計上を求めることとした場合のその後の会計処理についても整理を行っている。

【論点3】企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱い

企業結合等により取得した仕掛研究開発については、我が国では、社内の研究開発費の取扱いと同様に、費用として処理することが求められているのに対して、国際財務報告基準及び米国会計基準においては、企業結合により取得した他の無形資産と同様に、企業結合日の公正価値に基づいて資産として計上することが求められている。

本論点整理では、企業結合による包括的な取得の場合に限らず、買入れによる個別の取得のケースも含めて、取得した仕掛研究開発の内容、会計処理について、考え方の整理を行っている。

以 上

¹ これらについては、本論点整理と同時に公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」で取り扱っている。